

# 栃木県公式 LINE を活用した防災情報発信力強化事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領

## 1 委託業務概要

### (1) 委託業務名

栃木県公式 LINE を活用した防災情報発信力強化事業業務委託

### (2) 委託業務の目的

日頃からの防災知識や様々な機関が発信する防災情報を県公式 LINE アカウントに分かりやすく集約することで、平時においては防災意識の醸成を、災害時には緊急時の適切な行動の確認を促し、本県の防災力向上を図ることを目的とする。

### (3) 委託業務の内容

別添「栃木県公式 LINE を活用した防災情報発信力強化事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

### (4) 委託契約期間

契約締結の日から令和 4 (2022) 年 3 月 31 日（木）まで

### (5) 委託契約金額の上限

5,118,300 円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 2 プロポーザル参加資格に関する要件

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書及び企画提案書の受付期間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成 22 年 3 月 12 日付け会計第 129 号）に基づく指名停止期間中でない者。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項の規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 栃木県暴力団排除条例（平成 22 年栃木県条例第 30 号）第 2 条第 1 号又は同条第 4 号の規定に該当しない者であること。
- (5) 県税を滞納していないこと。
- (6) LINE 株式会社の認定パートナー（LINE Biz Partner）のうち、「Technology Partner」として認定されていること。
- (7) 地方公共団体及び国が発注した類似業務に関し、過去 3 年以内に受注実績があること。

### 3 公募型プロポーザル実施の手続

#### (1) 予定される実施スケジュール

|   |                   |                         |
|---|-------------------|-------------------------|
| ア | 実施要領等の公表          | 令和3(2021)年3月26日(金)      |
| イ | 実施内容等に関する質問書の提出期限 | 令和3(2021)年4月2日(金)15時必着  |
| ウ | 質問に対する回答          | 令和3(2021)年4月5日(月)予定     |
| エ | 参加表明書の提出期限        | 令和3(2021)年4月12日(月)17時必着 |
| オ | 企画提案書の提出期限        | 令和3(2021)年4月21日(水)17時必着 |
| カ | 審査結果の通知・公表        | 令和3(2021)年4月下旬頃         |

#### (2) 実施内容等に関する質問

プロポーザルに参加するに当たり、質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書(別紙様式1)を電子メール又はFAXにより提出すること。

##### 【提出先】

〒320-8501

栃木県宇都宮市埜田1-1-20 栃木県庁本館 8階

栃木県県民生活部危機管理課 総務企画担当

電話：028-623-2695 FAX：028-623-2146

電子メール：kikikanri@pref.tochigi.lg.jp

#### (3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、質問者に回答するとともに、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、栃木県ホームページ上で公開することとする。

#### (4) 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書(別紙様式2-1)に關係書類を添付して持参又は書留郵送(提出期限内必着)により令和3(2021)年4月21日(水)17時までに本要領3(2)に掲げる場所へ提出すること。

なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合には、令和3(2021)年4月19日(月)までに、辞退届(様式任意)を提出すること。

#### (5) 企画提案書の作成

企画提案書は、仕様書及び審査基準を熟読の上、次のとおり作成すること。

ア 企画提案書の様式は任意とし、枚数制限は設けないが、以下の内容を具体的に記載して作成すること。

##### [記載内容]

(ア) 業務体制・業務方針・スケジュール

(イ) システム性能、概要、セキュリティ

(ウ) デザイン

(エ) 運用・保守管理

(オ) 独自提案・将来性

(カ) 地方公共団体及び国が発注した類似業務に関して、過去3年以内の受注実績

(キ) 必要経費(総額、内訳(システム構築費、使用料、保守費用)、諸経費、消費税及び地方消費税等を可能な限り詳細に記載すること)

イ 提案書にはページ数及び表紙を作成して付すこと。

- ウ 企画提案書の用紙は、原則としてA4判用紙を使用することとし、A3判用紙を使用する場合には、A4判サイズに折り込むこと。
- エ 企画提案書は1者1提案のみとする。
- オ 企画提案書の提出部数は、8部（正本1部、副本7部）とする。なお、審査の公正を期すため、副本には参加者名を記入しないこと。

(6) 企画提案書の提出

ア 提出書類

(ア) 企画提案書：8部（正本1部、副本7部）

(イ) 見積書：1部（正本1部）

提出の際に、栃木県知事宛ての見積書を正本1部（代表者印を押印）提出すること。なお、見積書は、企画提案書の見積額と整合させること。

(ウ) 会社概要又は会社概要パンフレット：8部

(エ) その他様式2-1に記載の参加資格に関する書類（各正本1部）

イ 提出期限

令和3（2021）年4月21日（水）17時必着

ウ 提出先

本要領3（2）に掲げる場所

エ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）

(7) 企画提案書等提出書類の取扱い

ア 提出期限後において、提出書類の変更、差替、再提出又は撤回は認めない。

イ 提出期限後において提出書類は理由のいかんを問わず返却しない。

ウ 提出書類は審査に必要な範囲において複製を作成することがある。

エ 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号）に基づく情報公開請求の対象となる。

## 4 契約候補者の選定

参加表明書が参加要件に該当する旨を確認した後、次により審査を行う。

(1) 審査方法

企画提案書の提案者によるプレゼンテーションは実施せず、栃木県が設置するプロポーザル審査委員会により、提出された企画提案書等を総合的に審査して契約候補者を選定する。

ただし、審査結果いかんによっては、いずれの参加者も契約候補者を選定しないことがある。また、参加者が1者であった場合には、総合的に評価して契約候補者としての適否を判断する。

なお、審査委員会は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

また、提案内容について、必要に応じて提案者へヒアリングを実施する場合がある。

(2) 評価項目

別紙のとおり

(3) 審査結果の通知

審査結果については、審査後、速やかに提案者宛て通知するとともに、契約候補者の名称等を栃木県ホームページに掲載する。なお、審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

## 5 契約に関する事項

- (1) 企画が採用された契約候補者については、栃木県と協議の上、栃木県財務規則等の関係法令の規定に基づき委託契約を締結するものとする。
- (2) 委託業務の実施に際して、企画提案書の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、選定後には、契約候補者と企画提案書の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的条件等の協議や調整を行い、随意契約の手続に進むこととする。
- (3) 最優秀提案事業者と契約締結の交渉を行い、その者と契約が成立しない場合は次点の提案事業者と交渉を行うこととする。

## 6 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 業務の一括再委託の禁止  
受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、協議の上、業務の一部を委託することができる。
- (2) 個人情報の保護  
受託者が当該業務を行うに当たって個人情報を取扱う場合には、栃木県個人情報保護条例（平成 13 年栃木県条例第 3 号）、栃木県個人情報保護条例施行規則（平成 13 年栃木県規則第 66 号）に準じて、その取扱いに十分留意し、漏洩、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (3) 守秘義務  
受託者は、委託業務の処理に際して知り得た秘密を他に漏らさないこと。委託業務が完了し、契約が解除された後においても同様とする。

## 7 業務の継続が困難となった場合の措置

栃木県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難となった場合の措置は、次のとおりとする。

- (1) 受託者の責めに帰すべき事由による場合  
受託者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、栃木県は契約の全部又は一部を解除することができ、委託料の全部又は一部を返還させることができるものとする。この場合、栃木県に損害を与えたときは、その損害に相当する額を、受託者が賠償するものとする。
- (2) その他の事由による場合  
天災その他、栃木県及び受託者双方の責めによらない事由により業務の全部又は一部の継続が困難となった場合、栃木県の承認を得て、当該部分の義務を免れるものとし、栃木県は、当該部分についての委託料の支払を免れるものとする。

## 8 支払条件

業務委託料の支払いについては、原則として業務完了確認後の精算払とするが、必要に応じて栃木県と契約候補者が協議して決定する。

## 9 失格事項

以下の事項に該当する場合は、失格となることがある。

- (1) 提出された書類の記載内容が業務委託仕様書等に示す条件に適合しない場合
- (2) 提出された書類に虚偽の内容が記載されていた場合

## 10 その他

- (1) 応募の際に要する経費やプロポーザル参加に要する経費等については、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返還しない。
- (3) 提案事業者が応募資格を満たさないことが判明した場合や提出書類に虚偽の記載がある場合には、当該提案者は失格となる場合がある。
- (4) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本標準時及び計量法に定める単位に限る。
- (5) 提出書類及び選考の経過は非公開とする。
- (6) 本プロポーザルへの参加により、栃木県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。